

進路だより ~3学期号~



明星 第165号
令和7年3月14日
キャリア支援部
進路支援班

1. 「これってなあに？」……就労継続支援A型、B型事業所

皆さんの中には、就労継続支援A型、B型事業所という言葉を聞いたことのある人が多いと思います。しかし、A型とB型の違いがよく分からぬといふ人もいるのではないかでしょうか。

そこで、今回は就労継続支援A型事業所とB型事業所の違いについて分かりやすく解説します。

① 就労継続支援事業とは……

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業のことを言います。雇用契約を結び利用する「A型」と、雇用契約を結ばないで利用する「B型」の2種類があります。

② 就労継続支援A型事業とは……

通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供および生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援事業のことです。

③ 就労継続支援B型事業とは……

通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援事業のことです。

④ 就労継続支援A型とB型の違い

A型事業とB型事業の主な違いは雇用契約の有無、つまり事業者と利用者の雇用関係が成立しているかいないかという点です。ただし、工賃はA型にもB型にも支払われます。整理すると、A型事業の対象は「通常の事業所で雇用されることは困難だが、雇用契約に基づく就労が可能な方」であり、B型事業の対象は「通常の事業所で雇用されることは困難で、かつ雇用契約に基づく就労も困難な方」ということになります。

⑤ 就労継続支援A型とB型のメリット・デメリット

【利用者サイドから見ると……】

- ・ A型は雇用契約を結んで就労が可能と見込まれる人で、特別支援学校卒業者や一般企業を離職した人たちが対象になります。事業所と雇用契約を結ぶため、収入の安定と各種社会保険の適用で、安心して職場での訓練が可能になります。
- ・ B型は就労の機会を通して生産活動の知識や能力の向上が見込まれる人や過去に一般企業に就職していたが年齢や体力面の問題で雇用されることが困難になった人たちが対象になります（就労移行支援やA型事業所に雇用されない人等）。A型と比較して短時間労働が多く賃金等が低い場合が多いです。

【運営者サイドから見ると……】

- ・ A型の場合、利用者と雇用関係を結ぶため、各種社会保険（雇用、労災、健康保険等）の整備や、人件費等で運営に関するコストは増大しますが、雇用が安定するので、作業能力アップが見込め、売り上げ増加にも寄与します。国からの助成金獲得も見込めます。
- ・ B型の場合、利用者と雇用関係はないので、ある程度自由に賃金体系や就労体系を組むことができますが、リハビリや訓練が主になるため、生産活動には限界があります。

この記事は、インターネットの「就労継続支援どっこむ」さんのホームページより引用させて頂きました（一部編集有り）。

<https://www.s-agata.com/category10/>

体力や健康状態が安定していて、フルタイムでの勤務が可能な人は、A型事業所が良いと思います。雇用契約（一般的の労働契約）になりますので、労働基準法や最低賃金法が適用されます。また、会社を通じて各種社会保険や厚生年金に加入出来ます。

体力や健康状態が安定せず、短時間での勤務や週3日程度の勤務を希望する人は、B型事業所が良いと思います。雇用契約（一般的の労働契約）ではなく、業務委託契約になりますので、労働基準法や最低賃金法は適用されません。また、自分で国民健康保険や国民年金に加入してもらうことになります。

国の就労支援制度を上手に活用することにより、障がい者の職業開拓の可能性が広がります。せっかく有る国の制度は、利用しないと損です。

2. 進路支援班 2学期～3学期の取組

本校では、2学期から3学期にかけて様々な進路関係の行事が行われましたが、令和6年12月6日 金曜日に行われた進路講演会については前号で報告済みですので、今回は理療科関係の行事についてのみご報告させて頂きます。

① 国家試験受験者集会（1回目） 令和6年10月31日 木曜日

この会では、上野と本宮の2名で、最初にあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師国家試験の出願書類を受験生に配付し、書類の記入方法や出願から国家試験当日までの流れについて細かい説明を行いました。

また、練習用にコピーした書類に実際に記入する練習を行いました。

② 国家試験受験者集会（2回目） 令和7年2月21日 金曜日

この会では、最初に校長から受験生へ激励のお言葉を頂きました。

次に、川野理療科主任より、国家試験当日の心構えや注意事項について詳しいお話をありました。

それから、受験生に1人ずつ決意発表をしてもらいました。

③ あん摩マッサージ指圧師国家試験 令和7年2月22日 土曜日

はり師・きゅう師国家試験 令和7年2月23日 日曜日

専攻科保健理療科3年生1名があん摩の試験を、専攻科理療科3年生2名があん摩とはりきゅうの試験を受験しました。

国家試験のレベルは年々上がっていますので、理療科の在校生の皆さんには相当な覚悟を持って勉強に取り組んでほしいと思います。

④ 国家試験受験者体験報告会 令和7年2月26日 水曜日

理療科の国家試験受験生3名のうち、2名が体験報告を行いました。

中学部の生徒と理療科の在校生にとっては、良い刺激になったと思います。

⑤ 理療科職場見学（治療院見学） 令和7年2月27日 木曜日

本来は夏休み中の令和6年8月28日 水曜日に計画していましたが、台風接近のため、この日に延期になりました。専攻科保健理療科3年生1名と専攻科理療科3年生1名、引率者の上野と橋本の計4名で行きました。

今回は、宮崎市橋通り東2丁目にある社会福祉法人いつか会 いつか治療院を見学しました。ここは国から就労継続支援B型事業所に認定されている施設で、本校出身の柴田 浩 先生が院長をされています。

生徒たちは、自分の将来の就労の姿をイメージしながら、真剣に見学していました。